

泉佐野市国民健康保険診療報酬明細書等点検業務委託
企画提案募集要項

この要項は、国民健康保険診療報酬明細書等点検業務の委託契約について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により事業者を選定する場合の募集手続き等、必要な事項を定めるものとする。

1 業務概要

（１）業務名

泉佐野市国民健康保険診療報酬明細書等点検業務

（２）業務内容

本業務は、医療事務についての専門的な知識を必要とするため、診療報酬明細書等（以下「レセプト」という。）点検を委託することによって、医療の適正給付を図ることを目的とする。

詳細は、別紙「泉佐野市国民健康保険診療報酬明細書等点検業務に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（３）業務場所

本市が指定する場所

（４）業務の履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

（５）見積限度額

２，７４６，０００円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 実施方式

（１）募集方法

公募型プロポーザル方式により行う。

（２）事業者の公募

市ホームページに掲載して行うものとする。

なお、公募期間は、令和７年５月１４日（水）から令和７年６月１８日（水）午後５時までとする。

（３）審査及び選考方法等

事業者より提出された書類をもとに所要の審査を行い、最も優れた事業者を選定する。なお、提案範囲は仕様書のとおりとする。

選考は、「泉佐野市国民健康保険診療報酬明細書等点検業務委託にかかる業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という）により行う。

（４）実施スケジュール

項 目	日 程
募集要項の公表（HP 掲載）	令和７年５月１４日（水）
参加申込み期限	令和７年５月２８日（水）午後５時まで
質疑書提出期限	令和７年５月３０日（金）午後５時まで
質問に対する回答	令和７年６月４日（水）午後５時まで
企画提案書の提出期限	令和７年６月１８日（水）午後５時まで
審査結果発表	審査終了後発表予定

3 参加資格要件

本業務の業務委託プロポーザルに参加を希望する者は、公募開始日現在において次の全ての要件を満たしていること。

（１）令和７年度において、泉佐野市契約事務取扱要綱第６条に規定されている入札参加資格登録業者名簿に記載されていること。

- (2) 泉佐野市入札参加資格停止要綱第2条及び第3条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (3) 本プロポーザルの公告日から契約締結までの間、国や地方公共団体等の指名停止をうけていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（削除）の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て をしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成 11年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。（消費税及び地方消費税を含む）
- (8) 個人情報情報の取扱いに関し適切な保護措置を講ずる体制を整備しており、プライバシーマークを取得していること。
- (9) 次のアからオまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等（参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員またはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 業務一括再委託をしない者。
- (11) 本件に類似した国民健康保険診療報酬明細書等点検業務の実績を有していること。

4 参加申込書等の提出

本プロポーザルの参加希望者は、以下の資料を提出すること。（所定の様式は市ホームページ上からダウンロードすること）

- (1) 提出書類
 - ア 参加申込書（様式1）
 - イ 役員名簿（様式任意）
 - ウ 誓約書（様式3）
 - エ 実績調書（様式4）
 - オ 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し
 - カ 国税、市税に滞納がないことの証明書
 - キ 消費税及び地方消費税に滞納がないことの証明書
 - ク プライバシーマーク（J I S Q 1 5 0 0 1）の認証書類の写し

(2) 提出期限

令和 7 年5月28日（水）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法

郵送または窓口へ持参すること。電子メールでの提出は認めない

※郵送の場合は配達記録が残るものとする。

※窓口へ持参の場合は平日午前 9 時から午後5時までとする。

5 提案書等作成に係る質疑応答について

提案書等の作成及び提出について質問がある場合は、質疑書（様式2）により行うこと。

(1) 提出方法

電子メールにて送付すること。

(2) 提出期限

令和7年5月30日（金） 午後5時まで

(3) 回答について

質問者名を無記載としてとりまとめ、すべての参加者に対して、令和7年6月4日（水）までに電子メールにより回答する。ただし、質問内容が本事業による業者選定に公平性が保てないと判断される場合は回答しない。

6 提案書等の提出

(1) 提出書類

期間内に以下の書類に鑑（様式5）を添えて提出すること。

ア 事業者概要書 正本1部・副本5部

イ 企画提案書 正本1部・副本5部

ウ 委任状（委任する場合のみ：様式6）1部

エ 見積書（様式は任意）正本1部・副本5部

※仕様書及び提案書の内容に基づいた各経費の内訳及び積算根拠を記載し、消費税及び地方消費税を除いた金額を明記すること。

(2) 書式

任意の書式とする。ただし、A4版、両面印刷を基本とし、中央下部にページを付すこと。また、公正を期すため、事業者のロゴや名称等の入った用紙の使用、掲載は控えること。

(3) 提出期限

令和7年6月18日（水） 午後5時まで（必着）

(4) 提出方法

参加申込書等の提出と同じ

(5) その他

ア 企画提案書は事業項目及び審査基準に基づいて作成すること。

イ 提出書類受付後の修正、変更等は一切認めない。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした事業者は参加資格を失うものとする。

エ 提出書類については返却しない。

オ 提出書類の作成、訪問等にかかる費用は全て応募者の負担とする。

カ 提出期限までに必要書類が提出されない場合は辞退と判断する。

キ 本プロポーザルへの参加申込書提出期限の翌日から選定委員会において選考が終了するまでの間は、選定委員及び事務局並びに関係部局に対する営業活動を禁止する。

7 審査の実施

提案書の内容について、審査を行う。

(1) 審査項目及び審査基準

No.	評価項目	評価内容	配点
1	実施・体制	業務を遂行するための職員数、担当者の配置、職員の教育などの体制が整っているか	5
2	診療報酬明細点検等業務の受託実績	診療報酬明細点検等業務の実績があるか	10
3	事業目的及び事業内容の理解度	事業内容及び目的に関する理解、知識は十分か	10
4	情報管理	危機管理、個人情報の保護などの体制は整っているか	10
5	事業内容の妥当性	実施フロー又は工程表は妥当か	10
		独創性かつ実現性が具体的に提案されているか	10
		事業の実施手法は、高い成果を実現し本事業の目的達成に資する、有効な内容であるか	15
6	説得性	説明に説得力があるか	10
7	取り組み姿勢	積極的に取り組む意欲は感じられるか	10
8	事業費（見積額）	・費用対効果を考慮した提案であり、積算の内訳は適切であるか また、確実に実現できるものになっているか	10

8 選定方法及び選定結果通知

- (1) 審査委員会は、提案書を審査する。
- (2) 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を契約予定者とし、随意契約の交渉を行う。
但し、その者が契約の権利を失った場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (3) 審査で評価点の合計が同点であった場合は、審査項目中「5事業内容の妥当性」の評価点の高い事業者を選考する。
- (4) (3) の審査で評価点が高かった場合は、審査委員会の協議により選考する。
- (5) 審査委員会各委員の持ち点の合計（満点）の6割を基準点とし、基準点を満たない場合は失格とする。
- (6) 審査は書面で行い、必要な場合ヒアリングを行う。
- (7) 選定結果通知は審査後速やかに書面で通知する。
- (8) 審査結果については、提案者全員に文書にて通知する。なお、審査結果についての異議申立等には一切応じない。
- (9) 今回の契約至った事業者とは、予算状況にもよるが、経年分析を行う必要があることから、初年度業務において問題が無い限り令和10年3月31日まで3年間、随意契約により継続する可能性がある。

9 参加の辞退

参加申込書提出後、やむを得ず参加を辞退する場合は下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
辞退届（様式7）
- (2) 提出方法
参加申込書等と同じ

10 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (3) 提出期限までに提案書等の書類が提出されなかった場合
- (4) 提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合
- (5) 提案が仕様書の内容を満たしていない場合
- (6) 同一の法人が複数の申請をした場合

11 その他選定に係る留意事項

- (1) 提案書等の作成に要した費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 審査実施にあたり事前の説明会は行わない。
- (4) 提出期限以降の書類の差し替え及び再提出は認めない。

12 企画提案公募の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、企画提案公募を実施することができない場合、中止・停止又は取消しことがある。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しない。

13 問合せ先及び書類提出先

泉佐野市健康福祉部国保年金課

担当：山田 杉原

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東一丁目1番1号

電話番号 072-463-1212

メール kokuho@city.izumisano.lg.jp